

千石学区連絡協議会 規約

(名称)

第1条 本協議会は、千石学区連絡協議会（以下「協議会」という）と称し、事務所を千種区千種二丁目6番16号千石コミュニティセンター内におく。

(目的)

第2条 協議会は、民主主義の精神に基づき、会員相互の連携を保ち、地域社会の福祉増進と住民自治の向上発展をはかることを目的とする。

(構成)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の団体、会員をもって構成する。（順不同）

- 1) 千石学区区政協力委員
- 2) 千石学区民生児童委員代表者
- 3) 千石学区主任児童委員代表者
- 4) 千石学区防犯・交通安全推進代表者
- 5) 千石学区消防団代表者
- 6) 千石学区保健環境委員代表者
- 7) 千石学区スポーツ推進委員代表者
- 8) 千石学区千寿会（老人会）代表者
- 9) 千石学区女性会代表者
- 10) 千石学区日赤奉仕団代表者
- 11) 千石コミュニティセンター運営委員会代表者
- 12) 千石学区子ども会代表者
- 13) 千石小学校教員代表者
- 14) 千石小学校PTA代表者
- 15) 会長が必要と判断した団体代表者及び有識者

(役員)

第4条 協議会の役員構成は、次の通りとする。
会長 1名 副会長 2名 会計 1名 会計監査 2名
会長の指名を受けた前条団体の代表者

(役員を選出)

第5条 会長は、千石学区区政協力委員長をもって充てる。
副会長、会計、会計監査は、会長が会員の中から委嘱をする。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、2年とする。 補欠の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、会の総括者となり会を代表する。 定例会及び必要に応じ臨時会議を招集し、会議の議長となる。 また、役員会議も同様とする。
副会長は、会長を補佐し、会長事故ある場合はその職務を代行する。
会計は、会計事務を担当する。
会計監査は、会計事務を監査をする。

(運営費)

第8条 前2条の目的を実現するための協議会運営費は、別紙に定める「千石学区拠出金細則」の定めにより拠出した分担金及び名古屋市からの補助金及び地域業界からの補助金、寄付金をもって充てる。

各団体の運営費及び各種行事運営費は、協議会役員がその活動結果を鑑みて配分を決定し、協議会運営費をもって充てる。
協議会役員がその活動結果を以って配分を鑑み、区政協力委員会にて過半数の賛同を得て決定し、協議会運営費をもって充てる。

令和3年改訂

(相談役)

第9条 協議会には、会長の指名また役員協議の上、相談役及び顧問を若干名おくことができる。
(会計年度)

第10条 会計年度は、4月1日から翌年3月31日をもって終わる。
協議会から運営費を受領した団体は、決算報告書を速やかに会長へ提出をする。
(規約の改定)

第11条 ~~協議会規約の改定は、役員~~の過半数で決する。
協議会規約の改定は、会員の過半数で決する。

附 則

令和3年改訂

(行事) 前2条の目的を実現するための協議会が主催する主な行事は、次の通りとする。

- | | |
|--------------|------------|
| 1) クリツキャンペーン | 2) 一斉ラジオ体操 |
| 3) 盆踊り | 4) 防災訓練 |
| 5) 敬老会 | 6) 千種区区民祭り |
| 7) 体育祭 | 8) ふれあい祭り |
| 9) 子供夜回り | 10) 成人式 |
| 11) 新年懇親会 | |

令和3年改訂

(弔意) 会員の弔意は次の通りとする。

- | | |
|-------------------------|---------|
| 1) 会員が二週間以上に渡り入院の場合 | 見舞金 一万円 |
| 2) 会員が死亡の場合、弔慰金及び供花一对 | 弔慰金 二万円 |
| 3) 会員の配偶者死亡の場合、会長が決定をする | |

この規約は、昭和59年5月11日より施行する。

この規約は、平成8年4月3日より施行する。

この規約は、平成16年5月1日より施行する。

この規約は、平成24年10月1日より施行する。

この規約は、平成30年(2018年)4月1日より施行する。

* 協議会会長選出の明確化

* 協議会に出席する団体の明確化

* 運営費配分の明確化

この規約は、令和3年(2021年)4月1日より施行する。

千石学区連絡協議会組織図

令和3年（2021年）4月1日

